

# 農家の家族関係近代化と役割分担

## —現状と問題点—

阿 部 和 子

### 1. 研究の目的

急速な生産技術・生活様式の変革，それに加えて家族の就労形態の多様化は，農家家族の生活，とくに家族成員の役割分担・意志決定の面に種々の問題を生じている。

都市勤労者家庭においては，戦後著るしく家族規模の縮小と核家族化が進んだが，農家家族においては依然として直系家族構成をなすものが多い。そして，制度としての「家長制」がくずれ去ったあと，家族関係の近代化にともなって家族成員個々が，あるいはまた，世代を異にする夫婦間において，それぞれどのように役割を分担すべきか，意志決定への参加はどうあるべきかについて，未だにその明確な方向を見出しえない農家が多数にあるというのが現状である。家族関係の近代化の進展は，家族集団の意志決定に際して，家族成員はそれぞれの立場が尊重され，能力に応じてその集団の意志決定の場に参加できるという状態を，それぞれの家族集団のなかにつくり出し，その決定にしたがってその役割を分担することである。このようなことは，また他面，家族成員個々の自立化と民主化を高めて行くことになるのであるが，家長独裁が深く浸透していた農家では，強く家族関係の近代化がおしとどめられていた。近年，外部からの諸要因によって急速に家長制がくずれさったにもかかわらず，このような内部においてそれに照応した家族成員個々の自立的民主的意識が育ちえなかったことが，上述のような役割分担意志決定の面で種々の困乱を生じている大きな要因となっているのではないだろうか。

本研究においては，自立的専門農家層を対象として，役割分担の現状を明らかにし，問題点を把握したいと考える。

### 2. 農家家族の役割分担の実態

#### (1) 調査対象

調査対象として選定したのは，神奈川県下の松田，伊勢原，津久井の3地区である。これらの地区は，都市近郊地帯として都市化の影響をかなりうけてはいるが，みかん，酪農，養豚，施設園芸などによって，農業自立化をめざしている農家も多い。このなかから，生活改善グループを中心として，松田40戸，伊勢原30戸，津久井30戸，計100戸の農家を対象として役割分担についての調査を行った。調査時期は昭和46年8月である。

本報告においては，さらにその調査農家のなかからとくに直系2世代夫婦家族の専門農家を22

第1表 調査農家の概況

調査戸数	経営権		酪農農家		果樹農家		
	親がもつもの	後継者がもつもの	戸数	平均飼養頭数※	戸数	平均耕地面積	平均樹園面積
22戸	13戸	9戸	7戸	21頭	15戸	183 <sup>a</sup>	138 <sup>a</sup>

※飼育頭数には犢も含む

戸抽出した。対象農家の概況は上表に示すとおりで、酪農農家7戸、みかん経営農家15戸である。酪農農家の平均飼養乳牛頭数は20頭をこえ、さらに頭数の拡大を希望しており、みかん経営農家でも樹園地の拡大をはかるなど、いずれも農業による自立化を目ざしている農家群である。

## (2) 経営権の移譲

わが国の農家の社会的性格といわれていた「いえ」の解体は昭和30年代に入って現われはじめたといわれている。戦後10年をへて社会環境は大きく変化し、農家にも新憲法による均分相続制への理解が深まるにつれ、耕地の分割をさけるため次三男への財産分与の一形態として教育投資が活発になってきた。そして、学業を終えた次三男は、高度経済成長の波にのって他産業へ就職しはじめた。労働者となった次三男の勤労に対する意識は次第に変化し、「いえ」への労働の無償奉仕が失なわれて行った。次三男のこのような意識の変化は当然「あとつぎ」である長男にも影響を及ぼし、「あとつぎ」の農外就労もふえはじめ、家業という概念で「あとつぎ」を農家に拘束しえなくなってきた。後継者が農業を選ぶか他産業を選ぶかは彼らの選択するところとなった。ここにおいて、後継者の農業選択をすすめるためには新たな提案が必要となる。新しい農業機械の導入、経営部門の分担、経営権の早期移譲などである。そしてこの結果は、家長による管理権（財産の管理、経営の管理、家族の管理）の独占を解体させてくるのである。

調査農家を見ると、第2表のように22戸中親夫婦が経営権をもつもの13戸、若夫婦にゆずったもの9戸で、前者の場合経営主の平均年令62.2才、後者の場合父の平均年令69.5才であって、大体65才前後で経営権の移譲が行われている。なお、この場合、経営権の移譲を決定づける要因は未婚の子弟の有無で、経営主は末子が婚出するまでは結婚資金準備のため経営権の実権を握っておりたいと考えている。しかし、未婚の子弟があっても経営主の年齢が70歳をこえた場合には経営権を移譲している。かつて死にゆずりであった経営権の移譲はこのようにして末子の独立を契機として行われるようになったが、アンケートによってみると、経営主たちはこれからはもっと早

第2表 経営権の移譲

親夫婦が経営権もつもの (13戸)			若夫婦が経営権もつもの (9戸)		
経営主年令 (平均)	後継者年令 (平均)	経営主に未婚の子弟有るもの	父の年令 (平均)	経営主年令 (平均)	父に未婚の子弟有るもの
62.2才	31.8才	9例	69.5才	36.6才	3例

く移譲しなければならなくなるだろうと考えており、将来は55歳～60歳までの間に経営権を譲らざるをえなくなるだろうと60%のものが答えていた。

### 3. 経営面の役割分担

元来死にゆずりであった経営権が末子独立後となり、経営主65歳、後継者34～35歳で移譲されるようになったが、後継者の自立化の要求がさらに高まってきたことと、経営面での技術の著しい進展は経営者の若がえりを強く要求することもあると、経営面での役割分担は管理面への後継者の参加をさらに早めて来ている。

昭和25～26年頃の山形県庄内地方の水田単作農家の経営面の役割分担をみると、経営主は経営上の一切の管理権を握り、後継者は「くわがしら」と呼ばれて作業面を担当するにすぎなかったが、調査結果からみられるように、現在では経営権をもたない後継者でも経営管理面のかなりの部分を分担していることがわかる。

ここでは、経営上の役割を次のようにわけてみた。

- a. 第一次意志決定……経営管理上もっとも重要な役割を果す分野で、資金の調達・借入金の決定、経営の成果を把握するための売上金の管理。
- b. 第二次意志決定……経営の成果を方向づける役割をもつ分野で、作付品種や作付反別の決定、乳牛の購入や果樹の植え替え・補植の決定、農薬や飼料の購入決定、農業機械類の購入決定、販売方法の決定、さらには作業日、作業人員の配置決定など。
- c. 管理作業分担……具体的な作業のなかで、とくに技術の巧拙が経営成果に影響を及ぼす分野で、果樹の剪定、乳牛の種付・分娩、ハウスの温度管理など。
- d. 単純作業分担……その他の農作業。

以上のうち、a、bは意志決定過程であり、c、dは具体的作業過程であるが、このような各分野の役割分担がどのようになっているかを次表にみてみよう。

第3表は、経営主の年齢順に調査農家をならべ、意志決定過程、作業過程における分担者を示したものである。まず、経営権が親夫婦にある農家の場合をみると、第一次意志決定面において、経営権は親が握っていても後継者の分担率がかなり高くなっている。とくに資金の調達面においては、資本装備率の高い酪農では後継者がほとんど決定権をもっている。また、第二次意志決定面をみると、経営主が決定権をもっているのはNo.2の農家、後継者も加えて決定するNo.4農家ぐらいとなる。さらに作業過程をみると、管理作業では経営主の指導力が若干みられるものの、これまた後継者への移行が進んでいる。農業簿記については記帳者は少ないが記帳に妻や嫁が参加している点は、婦人も経営管理上の決定権はもたないまでも、決定するまでの過程での討論にかなり参加していることが伺える。このことについては、意志決定への家族員の参加の項でさらにくわしく述べよう。

つぎに、経営権を若夫婦に移譲した農家についてみると、当然のことながら経営管理上の決定権はほとんど経営主に移行しているが、いくつかの農家では第一次意志決定を父または母が握っ

第3表 経営面の役割分担

区分	農家番号	経営部門	父の年齢 (経営主)	後継者 年齢 (後継者)	第一次意志決定		第二次意志決定			管理作業			単純作業	
					資金計画	売上代管理	乳牛購入 補植決定	農薬, 飼 料購入	作業計画	分娩, 剪 定, 従事者	簿記 帳	記者		
親夫婦が経営権を持つもの	1	み	57才	30才	主	主	後	後	後	後	—	—	妻・後・嫁	
	2	か	58	33	主	主	主	主	主	主	—	—	妻・後・嫁	
	3	か	59	31	主	主	主	主	主	主	—	—	妻・後・嫁	
	4	か	60	27	主	妻	主	主	主	妻	—	—	妻・後・嫁	
	5	酪	60	31	後	主	主	主	主	主	主	主	後・嫁	
	6	み	61	33	主	主	後	後	後	後	—	—	妻・後・嫁	
	7	か	63	30	主	主	後	後	後	後	—	—	妻・後・嫁	
	8	酪	63	33	後	主	後	後	後	後	—	—	妻・後・嫁	
	9	酪	63	34	主	主	主	主	主	主	主	主	後・嫁	
	10	酪	64	36	後	主	主	主	主	主	主	主	後・嫁	
	11	酪	65	24	後	主	主	主	主	主	主	主	後・嫁	
	12	酪	65	32	後	主	主	主	主	主	主	主	後・嫁	
	13	み (平均年齢)	か	70	39	主	妻	後	後	後	主	主	主	妻・後・嫁
62.2			62.2	31.8	主	妻	後	後	後	主	主	主	妻・後・嫁	
若夫婦が経営権を持つもの	14	み	(父) 61	(経営主) 30	父	主	主	主	主	主	主	主	主	
	15	か	66	39	父	父	主	主	主	主	主	主	妻	
	16	酪	67	35	父	主	主	主	主	主	主	主	妻	
	17	酪	68	34	主	母	主	主	主	主	主	主	妻	
	18	み	70	36	主	主	主	主	主	主	主	主	妻	
	19	酪	70	37	主	主	主	主	主	主	主	主	妻	
	20	酪	72	40	主	主	主	主	主	主	主	主	妻	
	21	酪	76	32	主	父	主	主	主	主	主	主	妻	
	22	み (平均年齢)	か	76	47	主	妻	主	主	主	主	主	主	妻
	69.5			69.5	36.6	主	妻	主	主	主	主	主	主	妻

[註] 主=経営主, 後=後継者

ている家がある。とくに、No.14, 15, 16 など父の年齢の若い農家では資金ぐりはまだ自分の手でということになって、経営面でも自己の存在を意義づけたいようである。ところで、売上金管理をみると、No.15, 17, 20の農家が父または母というように親夫婦が担当している。このうちNo.15と17の農家は未婚の末子が同居しているため、その独立準備ということもあって、収入管理面は親夫婦が手放せないでいる。No.20農家は家長制の残存が強く、72歳になる父が財布のもとをしめている。なお、このような財産管理的な面については、経営権を親夫婦がもつ農家群でも、他の面では経営上の決定権をほとんど後継者にゆづっているが、売上金管理を後継者にまかせたのはNo.8農家1戸にすぎず、他の農家はすべて親夫婦が管理権をもっていた。

このようなことから、経営権の移譲はかなり早められたものの、末子の婚出による親夫婦の子育ての責任完了というのが一つの契機となっているが、その場合は親の年齢65歳、子の年齢35歳となり、経営能力という点からみるとやや遅くなる。そのため、農家内部では、経営移譲とは別個に早くから経営管理の実質的な移行が進められており、第一次意志決定面での資金のやりくりでさえも移譲間もない時点で、かなり後継者に移行しているということがわかる。しかし、売上金の管理という資産にかかわる点では移行はおくれているといえよう。

#### 4. 生活面の役割分担

生活面においては、かつては家長権に対応して主婦権が確立されており、主婦の地位にあるものによって家族の生活は統制されていた。いまここに、柳田国男編『民俗学辞典』より主婦権についての抜粋をしてみると、「武家社会では、強大な家長権のもとに主婦権と呼ぶほどのものは存在し得なかったが、女性の労働する村にあっては女性もまた重要な労働力単位であり、その背景のもとに主婦権が確立されていた。主婦の大事な役目の一つは生産と消費との均衡を調節することであり、主婦は“ろ”に特定の座を占め、食物の管理者として重い責任をもち、嫁・娘はもとより引退した母でも許されず“かかざ”に座り、あるいは“飯しゃもじ”を手にもつことは主婦権侵害行為であった。その他、家を代表して社交の裁量をしたり、家の神々を祭る仕事もうけもち、そのため、一家に二人の主婦のいることは許されなかった……云々……」とあり、主婦権は農村の女性のもっていた責任ある地位であったことがわかる。

ところが、現在、農家生活においては生計費に占める現金率が83%を超え、完全に貨幣経済のなかにまきこまれているうえ、主婦農業といわれるような婦人が経営の中心とならざるをえないような農家も出現しており、主婦の地位も、主婦が家庭生活において分担しなければならない役割も変化してきた。かつて、家長制のもとで主婦権をもった主婦は、生産と消費のバランスをとり、自給生産の管理を把握することがもっとも重要な役割であったろうが、今の主婦は、家計の現金支出の管理、購入品目の決定、家族関係の調整などが大切な役割となる。

生活面での役割を次のように分類してみた。

- a. 第一次意志決定……家庭生活を円かつに遂行するために、家庭生活の責任者といえるのもがもつ役割で、家庭生活の方向づけと家計予算の計画・立案など。

- b. 第二次意志決定……家計面の金銭管理や購入計画をたてる分野と、家族関係の調整をはかる分野が含まれる。具体的役割としては、前者にはさいふの管理、食料・衣類・家具什器などの購入決定などがあげられる。後者には、子どもの進学決定、家族・子どもへの小遣支給、家族の家事分担の指示、そして最近増加している家族の旅行計画の調整などがあげられる。
- c. 管理作業……家事作業面でもとくに技術を要するもので、夕食の仕たく、食料・衣料・家具などの購入、乳幼児・老人の世話、家計簿記帳など。
- d. 単純作業……日常行われる洗たく、裁縫、掃除など以上にあげたもの以外の家事作業がここに含まれる。

以上の区分によって、調査農家の生活面での役割分担をみると第4表のようになる。

経営の役割分担にもまして、責任の所在、内容が明らかでないのが生活面の役割分担である。さきにも述べたように、かつては生活の責任者は主婦であり、その役割は、生産と消費の調整と、食物の調達であったが、現在ではどのようになっているであろうか。

まず、第一次意志決定として生活の責任者をたずねたところ、表にみるように答えのないもの4例、主人または父などと答えたもの6例となった。答えのなかったもののなかには全員だというもの、いないというものがあり、主人または父と答えたものは金のおし入れを握っているからという意味で答えている。このことから考えると、現在の農家の主婦たちは、生活の責任者ということの内容は、生活費の管理をする人ということであって、家族の生活を管理者するものとしての意識が非常に乏しいように思われる。また一方、全員と答えたものについて見ると、なんでも皆で相談してきめるからということになっており、そこには民主的を裏がえしにした責任のない平等性が伺えるのである。さらにまた、現在の家庭生活では生活費の管理ということがもつとも重要な役割となっており、これを生活責任者は受けもっているというのであるが、その生活費つまり家計の支出計画の立案ということになると、これは全く行われていないというのが実状であった。83%が現金支出であるという農家家計にあって、家計支出の年間計画をたてているものは22戸中9戸、41%にすぎない。しかも、経営権をゆずられた農家では、妻はもつぱら生産面ばかり出されて、家計などをみる余ゆうはなく、計画をたてていると答えた3戸はいずれも母によってなされているのである。

第二次意志決定についてみると、まず金銭管理の面では、台所のさいふは妻または母がもつ場合が多いが、食料・衣料の購入決定では嫁の地位がかなり高くなり、決定者となる場合がふえている。家具類は金額も大きいため、農家では台所さいふの支出の範囲に入らないことが多い。そのため、家のさいふを握る経営主の決定権が高まってくる。

家族関係の調節については、子供の進学決定者、小づかいの支給者、旅行の計画調整者についてみてみたが、子供の進学決定者については、子どもが小さいため未定というもの（経営権を親夫婦がもつグループ）、本人まかせ（経営権を若夫婦にゆずったグループ）などが多く、答えが十分には得られなかったが、PTA出席をはじめ子どもの親が決定する場合が殆どで、家長によってきめられるという例は全く認められなかった。しかし、子どもへの小づかいの与え方をみると、

第4表 生活面の役割分担

区分	農家番号	第一次意志決定		第二次意志決定							管	理	作	業	純 専 家 事 作 業 者			
		生活の 責任者	家計予算 計画者	台所さい ふ管理者	食料購入 決定者	衣料購入 決定者	家具購入 決定者	子供進学 決定者	小づかい 支給者	旅行の計 画調整者						夕 担当	食 者	乳幼児 老人の 世話人
親夫婦が経営権を持つもの	1	後	後	妻	嫁	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	
	2	主	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	
	3	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	
	4	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	
	5	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	
	6	主	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	
	7	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	
	8	後	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	
	9	嫁	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	
	10	主	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	
	11	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	
	12	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	
	13	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	
若夫婦が経営権を持つもの	14	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	
	15	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	
	16	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	
	17	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	母	
	18	主	主	主	主	主	主	主	主	主	主	主	主	主	主	主	主	
	19	父	父	父	父	父	父	父	父	父	父	父	父	父	父	父	父	父
	20	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	
	21	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	
	22	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	妻	

〔註〕主＝経営主，後＝後継者

母親が与える場合が多いが、それ以外に、子どもにとっては祖母にあたるものが与える例もかなりある。1例であるが全員というのもあり、子どもの小づかいの与え方には問題がある。ある母親が、「子どもの小づかいはおばあちゃんからもらうものと思って別に問題にしていなかったが、子どものしつけの責任者は母親であり、小づかいの与え方もしつけの一貫として年令に応じて母親が与えるべきであるという話をきき反省させられた。」といていたが、それまでは、母親の責任であるという認識さえもっていなかったようである。全員と答えれば結局子どもの小づかいを与えるものが決っていないということになるのではないだろうか。これと同じく、最近では農家で旅行をするものが増えてきているが、その旅行を家族員が無理なく平等に行けるように配慮する役割はだれが持っているかを明らかにすべく、旅行の計画・調整者について役割をとりあげてみた。その結果は表にみるようにそのような配慮をする役割をもつものいる家は3分の1程度で、ほとんど経営主または後継者を中心に旅行計画が知らされ、農作業は残った家族でカバーするというような形がとられることが多いことがわかった。

これらの家族の年間旅行回数はかなり多く、平均1戸あたり年6～7回の旅行があり、万博の年でもあったのでそれに家族で出かけるものも見られたが、主として経営主や後継者は生産組合などのグループで、妻は婦人会仲間で、父や母は老人クラブなどで団体旅行することが多い。経営主夫婦でそろっての旅行というのは1例しかみなかった。若夫婦が子どもと一緒にドライブで旅行する例は数例みられたが、これも全体の旅行回数から見ると1割にみたく、農家では家族単位の旅行というのはあまりみられない。このように団体旅行が中心となっている場合は、家庭内での旅行計画の調整は必要でない場合が多く、家族間の旅行の計画・調整があまり行なわれていないのかも知れない。

子どもの小づかいとか、このような家族関係に関する問題については主婦の関心も乏しく、その意志決定が行なわれていないことが多いことがうかがえた。

作業面では、管理作業も含めて親夫婦が経営権をもっている農家では嫁が、若夫婦が経営権をもっている農家では妻がその役割をもっている。最近では子どもたちの献立に対する要求が強くなり、新しい調理方法に年をとったものたちは適応しにくく、夕食の準備なども下ごしらえを手伝っても調理は若いものにまかせるようになってきている。食料や衣料の購入者は表に示さなかったが嫁または妻が分担することが多く、この面では親夫婦の管理権はあまりみられない。最近ではまた、嫁または妻の労働が農作業面できわめて重要になってきている。これらの専業農家ではとくに中心的な労働力であるため、嫁または妻の家事にふりむけられるべき労働時間が、かなり生産面へうばわれてしまう。このため、その不足分を補うために前者では妻が、後者では母が家事協力者として高令になっても家事作業に引き出されることが多く、単純作業の担当者としてこの面で役割が増加してきている。

## 5. 家の代表者、村づきあいの役割分担

家の代表者、村づきあいの役割について知るために、資産面の管理者と、部落とのかかわりの



ある会合への参加者または加入者をみると第5表のとおりである。

新しく購入した農地を後継者名にしたNo.12農家と、新築住宅の名義を後継者にしたNo.1、経営主にしたNo.15を除くと、耕地・母家の名義人は親がもっている。地方によって相続税を考慮して生前贈与を行っている例もあるが、調査地ではそのような動きはない。また、いえのさいふは経営主がもつことが多かったが、ここでは妻がかなりもつようになっている。とくに経営権をまだ若夫婦にゆずらない段階では、経営主にかわって妻がさいふを握っていて、後継者にはわたしていない。また、経営権を若夫婦にゆずった場合をみると、いえのさいふは父または母がもっていて、若夫婦世代にまかしているのは調査例からみると9例中2例にすぎない。父にわかって母の握る場合も可成りみられる。

つまり、経営面・生活面での役割は、社会環境の変化から刺激をうけて、若い世代へ管理部門を移行させてきたが、資産管理面になるとかえって強固に親夫婦が管理権を強めてきているようにみうけられる。経営面において後継者の意向が強く反映し、親の実権がともなわなくなったとき、老後の不安もあわせて資産管理は最後まで親夫婦の手に残しておきたいという要求が強まってきているのであろう。

第5表 家の代表、村づきあいの役割分担

区分	農家番号	資産管理				村づきあい					
		耕地の名義人	母家の名義人	いえのさいふ管理者	村への寄付額決定者	部落集会所出席者	生産組合出席者	農協正員組合員	婦人会員	生活改善クラブ員	部落の冠婚葬祭出席者
親夫婦が経営権を持つもの	1	主	後	妻	主	後	後	主	妻	嫁	後
	2	主	主	主	主	主	主	主	妻	一	主
	3	主	主	妻	主	後	後	後	妻	嫁	主
	4	主	主	妻	主	主	主	主	妻	嫁	主
	5	主	主	主	主	主	主	主	妻	一	主
	6	主	主	主	主	主	主	主	妻	一	主
	7	主	主	妻	主	主	後	主	妻	一	主
	8	主	主	主	後	後	後	主	嫁	嫁	主
	9	主	主	主	主・後	主	後	後	妻	一	後
	10	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	11	主	主	主	主	主	後	主	妻	一	主
	12	主・後	主	妻	妻	後	後	後	嫁	嫁	主
	13	主	主	妻	主	後	後	主	嫁	一	主
若夫婦が経営権を持つもの	14	父	父	父	主	主	主	主	妻	一	主
	15	父	主	父	父	父	父	父	妻	妻	父
	16	父	父	母	父	父	主	父	妻	妻	父
	17	父	父	母	父	主	主	主	妻	妻	父
	18	父	父	父	父	主	主	主	母	一	父
	19	父	父	主	父	主	主	父	妻	一	父
	20	父	父	父	父	父	主	父	妻	妻	父
	21	父	父	妻	主	主	主	主	妻	妻	主
	22	父	父	父	主	主	主	主	妻	一	主

〔註〕 主=経営主, 後=後継者

このような態度は村づきあいにもあらわれていて、生産組合、生活改善クラブなど機能的な組合には経営の中心になっている若夫婦が参加しているが、部落会、婦人会など地縁的な組合には親夫婦の参加が多く、農協の正組合員、部落の冠婚葬祭への出席などには、経営権をゆずった後も父親の参加割合が可成り高くなっている。

## 6. 意志決定への家族の参加

以上、経営面、生活面および村とのつきあいなどにおいて行なわれるいくつかの意志決定を、項目とあげてその分担者を明らかにすることによりその決定者を知り、家族員の役割分担を明らかにしたが、さらに、その意志決定過程における家族員の参加の状態を明らかにしてみよう。

このような、意志決定過程への家族の参加という抽象的な事象を調査によって明らかにするために、次のような設問を行った。つまり、調査時点からさかのぼった1年間の間に、各農家において購入した生産用の農機具と、生活用の家具または電化製品を1点ずつあげ、それらを購入するための過程を①購入したいといい出した人、②購入について相談した家族、③購入を決定した人、④購入に反対した人、⑤購入しに行った人にわけ具体的に記入してもらったのである。その結果を表にすると、第6表のようになる。

第6表 生産・生活用機器の購入の意志決定過程

	いい出した人	相談に参加した人	決定した人	反対した人	買いに行った人
農機具購入の場合	主 3例	主 3例	主 5例	なし	主 3例
	後 5	後 2	後 3		後 6
	妻 1	妻 1	妻 1		
		全員 2			
家庭電化製品購入の場合	主 1例	主 1	主 3	なし	主 1
	後 1	妻 3	妻 6		妻 3
	妻 4	全員 5			妻・嫁 4
	嫁 3				後・嫁 1

〔註〕主＝経営主，後＝後継者

上表は経営権が親夫婦の手にある13戸の農家のうち、答えを寄せた9戸についての結果である。これをみると、農機具の購入に際しては、購入希望を出すのは主として後継者であり、その相談には経営主がのって決定し、後継者が自分の好みにあうものを買入しに行くという場合が一般的となっている。しかし、1例ではあるが妻が使いにくくなった農機具の買い替えを希望しており、また購入についての相談に嫁の参加が（全員という場合）2例みられるなど、生産面での婦人の発言、意志決定過程への参加が高められていることがわかる。また、生活面においては、妻または嫁が家庭用電化製品の購入について希望を出す場合が多く、とくに全員で相談して妻が決定し、妻または妻と嫁で購入に行くなど、生活面では婦人の意志の反映が強い。ところで、こ

のような農機具，家庭用電化製品などの購入に際しては反対するものが全くみられないのはなぜだろうか。調査対象が現在経営権移譲を行っていない農家であり，世代間のまさつをさけて後継者夫婦との調和をとるために，生活の近代化をもたらすような農機具，家庭用電化製品などを整えることには反対しないよう経営主夫婦が考えているからではないだろうかと思われる点がないでもない。しかし，このような結果，徐々にではあるが，嫁の，そして婦人の発言が高められ，意志決定への参加の場が拓げられつつあることは十分にうかがえる。

### (3) む す び

急速な社会環境の変化のなかで，新しい家族の役割分担を農家家族は模索している。その現状をとくに直系二夫婦家族の自立的專業層を対象として調査した。その結果をみると，

①経営権の移譲は早められており，65歳からさらには60歳あるいは55歳へと切り下げられようとしている。②経営権の移譲は行なわれなくても，現実的に経営内での意志決定，管理作業分野での後継者の役割は高まって来ており，実質的な経営は30歳台の後継者の手にわたされてきている。③婦人の経営面での役割も高まっており，買上代金の管理・簿記記帳を分担する婦人も増加してきている。④生活面では現金経済が浸透するとともに金銭管理面での役割は明確になり，台所さいふを婦人（主として妻）が握るようになったが，一方で，家族関係を調整し，生活目標を決定するという面での婦人の役割の軽視がみられる。⑤とくに育児教育の面では，PTA出席は子どもの母親が出席するようになってはきたが，小づかいの与え方などをみてもわかるように，家庭における躰について十出な管理意識が育てられていない。⑥経営面・生活面での役割分担の変化がすすんでいる一方において，資産管理・村づきあいなどでは親世代の管理権が強く働いている。経営面での後退を資産を握ることによってくいとめ，老後の安定を得ようとしているのであろうか。⑥しかし，このような資産管理も実状をみると財布を握っているにすぎず，生産上，生活上必要となる生産生活用機器の購入における意志決定過程をみると，若い世代の参加は拡大し，購入希望に対してほとんど無条件にその要求はみたされている。

この自立的專業經營層がさらに経営を拡大させ，企業的經營に發展して，近郊の勤労者世帯を上まわるような所得水準に達するようになるためには，経営主のさらにすぐれた經營能力と高度の技術水準が要求される。それをうち出すためには，家庭における生活環境の整備，家族関係の民主化，自立化の確立が必要となる。残された問題として現状の役割分担における問題点をさらに解明し，若夫婦の自立化をすすめ，農家における直系家族内での夫婦中心の家族関係を育てて行くための方途を見出さなければならないと考える。

### 参 考 文 献

1. 山岸 正子「東北水田単作地帯農家の生活構造」東北農試報告7号 1956
2. 東北 農試「庄内稲作農家の生活構造」東北農試農経研究資料 1966
3. 錦織 英夫「自立経営農家を中心とする生活構造ならびに主婦労働に関する研究」  
農林水産技術会議 1967
4. 綿各 起夫「農家の社会的性格の変貌」農村生活研究 Vol.12 No.2, 1968
5. 農林省生活改善課「農家における家族関係近代化の方策に関する調査研究」  
農林省生活改善課 1969